

内装連・防火壁装施工管理者の情報誌です
発行 日本内装材連合会
東京都中央区銀座1-4-3
カルチュエラン・ギンザ2F
TEL:03-3564-4088(代)

防火壁装情報

Premier High-end Interior
世界の最上級のインテリア
株式会社トミタ www.tominet.co.jp
tomitaTOKYO 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン1F
東京 TEL.03-5798-0082 大阪 TEL.06-6281-8480 福岡 TEL.092-781-2651

主な記事内容

<1面>

・防火壁装施工管理ラベルのよくあるお問い合わせとお間違い

<2面>

・アスベストの事前調査結果の報告義務

<3面>

・インボイス制度について

<4面>

・各組合日より
・新テキスト発行

「防火壁装施工管理ラベル」 よくあるお問い合わせとお間違い

講習会での説明、テキストや書類などで注意喚起をしておりますが、お問い合わせや間違いへの対応をお世かけの情報がとまらなくなりました。

◆「耳タコ」情報

ご理解されている方は「耳にタコができる」くらい何度もお聞きになっているでしょう。

でも実際に多いのですよ：①区画数と枚数の関連を無視しないで！

「ラベル交付申請書」の区画数とラベル枚数の関係ですが「ラベル枚数は必ず区画数の2倍」です。

間違いないご連絡をする「各部屋1枚ずつしか貼らないので2枚はいりません」と仰る施工管理者様が多いです。

「ラベルは材料1認定番号につき1区分(1室)ごとに2か所以上表示すること」と定められているので、奇数枚数が発生することはありませぬ。

「1区画11枚」ダメ！
「10区画110枚」ダメ！

また「現場でラベルの貼り間違いや紛失するといけません」と仰る施工管理者様が多いです。

「区画数と枚数の定められた関連性」を無視した申請は認められません。

「50区画110枚」ダメ！
「50区画110枚」ダメ！

1区画12枚です！
区画数の2倍の枚数を申請してください。

正しく記入された申請書以外は受理できませんのでご注意ください。

※ラベル枚数は必ず区画数の2倍とする			
区分	区画数	ラベル枚数	備考
1区画	1	2	
2区画	2	4	
3区画	3	6	
4区画	4	8	
5区画	5	10	
6区画	6	12	
7区画	7	14	
8区画	8	16	
9区画	9	18	
10区画	10	20	
11区画	11	22	
12区画	12	24	
13区画	13	26	
14区画	14	28	
15区画	15	30	
16区画	16	32	
17区画	17	34	
18区画	18	36	
19区画	19	38	
20区画	20	40	

③枚目の通知書は間違えた項目を修正してお返しします。次回の申請よりご注意ください。

②下地基材

申請書の基材(下地)欄に記入する下地は、

・不燃下地

・準不燃下地

・金属の3分類ですが、価格表や壁紙品質情報検索システムの下地基材は、

・不燃下地

・不燃セッコウ

・準不燃下地

・金属の4分類に分かれており、4分類それぞれの認定番号が表示されています。

申請書の認定番号欄にはこの4分類に応じた認定番号を記入して下さい。

厚さ12mm以上のセッコウボード(プラスチックボード)は、必ず『不燃セッコウ』欄の防火性能・認定番号になります。

「不燃下地」の防火性能・認定番号ではありません。

認定番号の記入を間違えないようにして下さい。

③商品番号は最新の番号を記入して下さい！

日本壁装協会の壁紙品質情報検索システムに登録されている商品に対してのみ防火壁装ラベルの交付が可能です。

登録されていない場合は交付できません。

○従来登録されていたが現在登録されていないケース

・商品発売中止(廃番)による登録抹消

↓内容によつては見本帳発行会社にて登録の復活、再登録の処理をしていただく場合もあります。

ii見本帳切替により新品番、新シリーズでの登録により従来品番の登録抹消

↓継続されている商品であれば現在の商品番号や別見本帳に掲載している商品

を調べてその登録されている商品番号に書き換えて申請をする。継続商品がない場合は申請不可。

iii同じ見本帳の商品であるが日本壁装協会の管理から外れた、または独自で展開している場合

↓交付不可の連絡をする

と「見本帳に防火認定番号の記載がある。」「今の見本帳にも継続されている商品です。」「この番号で注文したら何の問題もなく商品は届いた。」との事ですが、「防火性能があつても『テリバリ』でスムーズに商品を手に入れても『検索システム』に登録されていなければラベル交付はできません。

内容によつては見本帳発行会社の自主管理された表示方法書類・シール等の提供が可能な場合も考えられます。

検索システムに登録がある品番のみラベル発行OK！

○専用品番・特種品番

店舗や建築物によつて専用の品番がある場合

↓その品番が検索システムに登録があればラベル申請できますが、登録がない時は現行品番がある場合もありますので、登録のある現行品番で申請して下さい。

下さい。

いずれの場合も発注先の担当者にご確認ください。

◆「裏ワザ」情報

ラベル交付担当者が経験上で得たプチ情報

①郵便のプチ情報

i 普通郵便は

往復に1週間！

令和3年10月に郵便サービスの一部変更(普通郵便物の土曜配達休止・お届け日数の繰り下げ)があり普通郵便でラベル交付をされた場合、ご依頼からラベル到着まで1週間以上要する

とお考え下さい。

お急ぎの場合はレターパックや速達のご利用をお勧めします。速達料金は引き下げになりました。

ii 速達郵便より

レターパック！

レターパックプラスは土・日・休日の配達があり、ほとんどが翌日着。個別番号があるので郵便物の配達状況もインターネット、固定電話、携帯電話で簡単に追跡できます。

普通郵便、速達郵便は配達状況を管理する個別番号がありませんので郵便局に問合せでも回答を得るまで日数がかかります。また「調べましたがわかりませんでした」との回答になる場合が多いです。

レターパックの特定封筒はA4サイズ。重さは4kgまでで厚さはライトのみ3cmまでの制限があります。

プラスは特定封筒に収めれば厚さ制限はありません。プラスは対面での押印受領に対し、ライトは宛先様の郵便受けに投函の為、郵便受けがない、開口部が3cm以下の場合で盗難や雨ざらしの恐れがあると配達員が判断した時は持ち帰りとなります。プラスは宛先様が不在の場合は持ち帰りとなります。

②壁紙品質情報検索システムの知ったかぶり

i 入力した商品番号がヒットしない場合は「類似一致」で、品番のアルファベットを1文字とスペース、数字部分の先頭3桁で検索

ii 見本帳発行会社欄は

空打ちをお勧め

「販売会社または取扱会社」見本帳発行会社でないケースもあります。

見本帳発行会社を外し「選択してください」の状態

で指定せずに再検索してみてください。

iii 「商品番号検索」認定番号逆引き検索でヒットし

壁紙品質情報検索システム スマートフォン画面



実は多くの方がスマートフォンでの検索を利用しています。是非ご活用ください。

■ ご注意 ■

防火ラベルの申請、お問い合わせは
東京組合・大阪組合・京都組合へお願いします！

※“日本壁装協会”ではありません！
ご注意ください！

ない番号は日本壁装協会の非会員や管轄外ラベル発行不可です。
iv スマートフォンでの検索が簡単
パソコンと同じ様に検索出来るので外出先からでも認定番号が検索できます。シンプル画面で簡単に検索できます。

ヤヨイ化学は、
内装業界のさらなる発展を願い、
諸問題の解決に尽力して参ります。

ヤヨイ化学販売株式会社
本社(営業本部)〒174-0042 東京都板橋区東坂下 1-10-7

■事前調査の対象と方法
建築物・工作物等の解体・リフォーム(改造・改修)工事を行う際は、工事の規模、請負金額にかかわらず、事

大気汚染防止法の一部改正により、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が段階的に強化されています。

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

アスベストの事前調査結果の報告が
施工業者(元請事業者)の
義務になりました

■報告対象となる工事
令和4年4月1日着工の工事から建築物などの解体・改修工事を行う施工業者(元請事業者)は、該当対象となる規模基準の工事の石綿含有建材の有無の事前調査結果を労働基準監督署と自治体に報告することが義務づけられました。

「建築物石綿含有建材調査者」講習を修了した者、または一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月迄に登録された者。(建築物石綿含有建材調査者講習資格取得の講習会については「石綿総合情報ポータルサイト」の登録講習機関一覧をご参照ください。)

※令和5年10月以降着工する工事からは資格者による調査が義務化！
但し、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましい。

・設計図書による書面調査
・現地による目視調査
・建材の分析調査(書面調査及び目視調査で判断できない場合)

前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査事前調査を行う義務があります。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

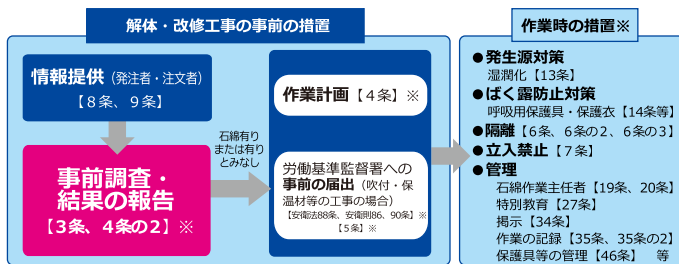
以下に該当する工事は報告が必要です。(石綿が無い場合も報告が必要です。)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)
・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
・施設設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
・発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
・トンネルの天井板、遮音壁、軽金属保護パネル
・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施(石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿ありの場合(またはありとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿総合情報ポータルサイト 検索

アスベスト 石綿の有無の

事前調査結果の報告が 施工業者(元請事業者)の 義務になります!

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは?

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト(裏面参照)でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは?

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者(元請事業者)が労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの)に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。(対象工事は裏面参照)
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.11

対応
アスベスト含有

■事前調査後の
報告先を選択の際
はご注意ください。

尚、事前調査の結果、石綿がなかった場合も報告が必要です。また報告先自治体は作業を行う場所(工事現場)の住所によって異なりますので、システムで報告先を選択の際はご注意ください。

報告方法と報告先

事前調査結果報告は「石綿事前調査結果報告システム」を利用して報告することができます。

このシステムを利用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

RUNON WALL COVERING COLLECTION 2022-2025

FRESH

ルノン フレッシュ 2022 ▶ 2025



サステナブルな時代にふさわしい
「価値」と「快適性」を考えた壁紙をラインアップ

ルノン株式会社
ssl.runon.co.jp

東京都品川区西五反田 2-30-4 TEL.03-3492-7341 〒141-0031

LIGHT
2022-2025 wallcoverings

2022.5.17 (Tue)
New!



Lilycolor
www.lilycolor.co.jp

リリカラ株式会社
TEL03-3366-7825

建材の使用の有無にかかわらず、次の4点を行わなければならない。①調査結果の発注者への説明(書面を交付)②調査記録の作成・保存(工事終了後3年間)③調査結果の現場備え置き④調査結果の現場掲示(A3サイズ以上)

「石綿総合情報ポータルサイト」
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/
「石綿事前調査結果報告システム」
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

令和5年10月から インボイス制度が開始

消費税の仕入税額控除の摘要を受けるには帳簿や請求書の保存が必要です。

この請求書が令和5年10月から「適格請求書」いわゆる「インボイス」に変わります。これを「適格請求書等保存方式」といわれる「インボイス制度」といいます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始され、請求書に記載すべき事項や仕入税控除の要件が変更されます。

会社の経理担当者などが注意すべき点も多くありますので、早めに制度のポイントを押さえておくことが重要です。

■インボイス制度とは
インボイスは売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝える為の手段です。

令和5年10月からはインボイスがないと消費税の仕入税額控除が行えません。

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

請求書			△△商事㈱
11月分 131,200円			登録番号 T012345...
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
合計	120,000円	消費税 11,200円	
8%税率	40,000円	消費税 3,200円	
10%税率	80,000円	消費税 8,000円	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・適格請求書発行事業者登録簿の記載事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

インボイス登録センターの管轄等については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」内の「申請手続」の「郵送による登録申請手続」をご覧ください。

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)



事業者の方へ 令和3年10月1日 登録申請 受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！！

- ☑ e-Taxソフト（WEB版）、e-Taxソフト（SP版）をご利用いただくと同様に届出いただくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載してあり、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
（受付時間）0120-205-553（無料）
（受付時間）9:00-17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知らせしたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

■「適格請求書」「インボイス」とは
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。インボイスには今の請求書に記載が必要な事項を加

え「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」を記載する必要があります。これら必要な事項さえ記載されていれば、請求書や領収書などその名称を問わずインボイスに該当します。

「適格請求書」「インボイス」を発行できるのは税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者に限られ、この「適格請求書事業者」といわれる「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

登録を受けると税務署から登録年月日や登録番号が通知されます。尚、消費税の課税事業者でなければこの登録を受けることは出来ません。※登録申請書を提出して登録通知までの期間は、e-Tax提出の場合は約2週間、書面提出の場合は約1か月かかります。

既に登録は開始されています。令和5年10月から登録を受けるには令和5年3月末までに登録申請を行う必要があります。

今の請求書+登録番号+適用税率+消費税額 =インボイス

- ・様式は自由。必要項目の記載があれば手書きでもOK！
- ・インボイス発行事業者になれるのは課税事業者のみ

■インボイス制度で変わる
こと

- ・インボイスは登録の事業者だけが交付できる。
- ・請求書に記載すべき事項が変わる。
- ・登録を受けた事業者にはインボイスの交付義務がある。
- ・仕入税額控除にはインボイスの保存が必要。

国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続が掲載されていますのでご確認ください。

好評発売中

軽量自動壁紙糊付機
ハイベータユニ
Hiβ-UNI
たゆまぬ挑戦 極める50年
世代を越えゆく 新たなカタチ
品番:11-1365

WALLPAPER PASTING MACHINE
30th
anniversary

K
KYOKUTO

極東産機株式会社
〒679-4195 兵庫県たつの市龍野町日朗190 TEL0791-62-1771

選び方、じぶんらしく。

BIGACE
2022-2024
壁・天井・床 コーディネート集
SINCOL®
シンコーインデリア株式会社
<https://www.sincol-group.jp>

コーディネートをしたのしもう。

F / N E
ファイン1000 WALLCOVERINGS 2021-2023.5
2021.6.17
NEW
RELEASE
sangetsu
Joy of Design
株式会社サンゲツ
www.sangetsu.co.jp

壁紙のトキワ

標準仕様

住まいを守る5つの機能

1 全点 耐クラック ひび割れから守る

2 全点 表面丈夫 キズから守る

3 全点 撥水 汚れから守る

4 全点 抗菌 菌から守る

5 全点 防かび かびから守る

TS
クロス
High Performance
2021-2024
TOKIWA
トキワ産業株式会社
TEL.03-3472-3001
<https://www.tokiwa.net/>

組合だより

■東京組合

●防火壁装講習会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為に、受講者数を制限し開催しています。

現在、9月開催分までの日程が決定しています。

◆更新の方

更新期限対象の皆様には順次ご案内を送付していますので、ご案内が届きましたら参加ご希望の方は「事前申し込み」と更新費用の「事前振込み」をお願いします。

※特例措置により「受講承諾書」を提出し資格期限切れでラベル申請をされた方はご案内の講習会への受講をお願いします。

講習会の受講を免除することはできません。

◆新規の方

（講習会受講が初めての方）9月迄の日程のご案内を順次送付していますので、「事前申し込み」の上、必ずご参加ください。

※特例措置により「仮登録」でラベル申請し、講習会未受講の方は、ご案内の講習会への受講をお願いします。

ラベル申請がなくても施工管理者のお申込みをされた方は必ず講習会の受講が必要です。講習会の受講を

■東北組合

●防火壁装講習会

令和4年7月26日(火)

仙台市生涯学習支援センター

今年度は宮城県のみで開催となります。

更新対象の方にはご案内を送付済みですので、受講をお願いします。

●ラベル申請について

令和3年8月より東北組合のラベル交付業務と講習会に関する業務を東京組合に移管しました。

ラベル申請等や各種お問い合わせ、ご連絡は東京組合までお願いします。

〈東京組合〉

東京都中央区銀座1-4-3
カルチエブランギンザ2階
TEL 03-35564408
FAX 03-35564266

ラベル申請方法や手続き方法も変更となっています。

事前に申請書内容と送金額の確認の為、申請書①枚目と「交付連絡書」を東京組合にFAXしてください。

組合からの確認連絡後に代金等のご送金と申請書②+③枚目原本を東京組合までご郵送ください。

受取後にラベルを発送致します。

★夏季休暇

郵便の一部サービスの変更により郵便物の配達が以前より時間がかかります。お急ぎの場合は速達やレターパックをご利用下さい。

■京都組合

●防火壁装講習会

令和5年1月中旬実施予定

有効期限が2023年(令和5年)3月末までの管理者の方が対象になります。

9月初旬頃に会場及び日時が決定次第、該当される管理者の方に案内を郵送いたします。

新規でご登録をご希望される方は組合加盟店又は組合事務局にご連絡下さい。

●防火ラベル申請と交付について

〈窓口〉10時10分～15時50分、前日15時30分～当日15時30分迄のFAX(申請書②③枚目代金持参)当日FAX分は受信後30分以降で引取可能。

ただし留守の場合はございますので要電話確認。

〈郵便〉前日15時30分以降当日15時30分迄の受信分は当日郵便発送可能です。

ただし会議、所用がある場合は翌日発送になります。ラベルと一緒に請求書をお送りいたしますのでラベル到着後5日以内に申請書②+③枚目と代金を現金書留でお送りください。代金到着後、申請書③枚目に捺印し領収書と一緒に郵送いたします。発送後2日以降に到着予定です。

FAXは24時間対応しております。余裕をもってラベル申請をしてください！不明な点がある場合はお電話で確認させていただくことがございます。申請書に携帯番号をご記入ください。

ここ数年、コロナによる日常の制限、仕事への影響、感染等による急な対応で大変な日々を強いられておりますが、引き続き感染予防対策をされ皆様のご健康をお祈り申し上げます。

★夏季休暇

8月11日(木)祝く16日(火)

■大阪組合

●防火壁装講習会

令和4年8月9日(火)

10月14日(金)

12月13日(火)

令和5年2月10日(金)

◆大阪会場

令和4年8月9日(火)

10月14日(金)

◆福岡会場

令和4年9月1日(木)

5階5H

◆京都会場

令和5年1月中旬予定

決定次第HPに掲載します。

販売促進用名刺カードのご活用(本体無償/送料実費)

大阪内装材料協同組合では外面に『日本の内装材料辞典 WEBの紹介』、内面に『ふすま・壁紙・ポスターデザイン』を配し、張替を促進のPRカードをご用意しております。

講習会テキストが新しくなりました！

数量限定ですが、当組合で登録されている施工管理者様でご要望の方は登録時に推薦紹介をされた当組合の材料店、販売代理店を通じてご用命ください。

ツ折れにすれば名刺サイズになります。



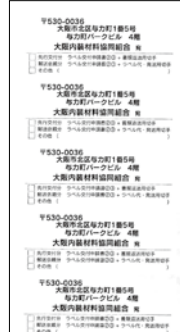
●施工管理ラベル

〈先行交付〉郵送依頼時の「組合宛アドレスシール」配布サービス

ラベル交付申請書原本を組合宛にお送りいただく時に組合の郵便番号、住所、宛名で記入の手間が省ける「組合アドレスシール」がございいます。

原本郵送時にご要望メモを同封ください。ラベル、書類発送時に一緒にお送りいたします。

なくなり次第、サービス終了となります。



★夏季休暇

8月11日(木)祝く16日(火)

(8月17日水午前中はラベルの引き取りはできません。)

防火壁装施工管理者の順守義務

- 施工管理者の登録番号は、個人の番号です。会社の番号ではありません。登録番号はあなただけのもの！他の人の申請はできません。
- ラベル交付申請書記入を施工管理者以外の代筆はOK但し、施工管理者本人が必ず内容を確認し、責任を持って申請してください。
- 施工管理者以外の方からの問い合わせには対応しません。(施工管理者に聞いてね！と対応します)
- 施工管理者のあなたが会社を退職しても資格はあなたについていきます。退職した会社には施工管理者が不在→新たな方の施工管理者登録が必要です。

●知らない申請の管理責任をあなたは負えますか？

日本内装材連合会オリジナルの講習会テキスト「防火壁装施工管理者講習」が約3年ぶりにリニューアルしました。

建築基準法の内装制限や防火ラベルの申請について具体的に記載しています。講習会会場のパワーポイントのスライドをそのまま印刷した冊子です。

施工管理者の皆様のお役に立てるようにコンパクトにわかり易くまとめておりますので、身近に置いて是非ご活用ください。

また壁装施工団体協議会発行のテキストも「新・防火壁装の知識」として約8年ぶりに改訂となりました。

法令の主旨、防火壁装

